

Global Mobility Services Bulletin

July 2016 - Vol 1/GMS/2016



個人所得税における所得控除枠の拡大

経済成長の支援策として、インドネシア財務省は新法令 No. 101/PMK. 010/2016 と No. 102/PMK. 010/2016 を2016年6月に公布し、個人所得税の所得控除枠を50%拡大しました。この措置は2016年1月1日に遡って適用されます。

所得控除項目	2015年1月1日～12月31日	2016年1月1日～
基礎控除	IDR 36,000,000	IDR 54,000,000
配偶者控除	IDR 3,000,000	IDR 4,500,000
配偶者控除（所得あり、もしくは別個の税務番号を有している場合）	IDR 36,000,000	IDR 54,000,000
扶養者控除（最大3人）	IDR 3,000,000	IDR 4,500,000

日給、週給制の従業員および日額 IDR 450,000 以下の非正規従業員は、月額合計が IDR 4,500,000 を超える、もしくは月単位で給与が支払われる場合を除き、所得税が免除されます。

ただし、この所得税免除は保険代理人や行商人への手数料、謝礼金には適用されません。

KPMGのコメント

- ・本措置により税収減が18.9兆ルピアになると試算されていますが、減税により購買力が高まることで、結果的には VAT、奢侈税、法人税の增收につながると期待されています。
- ・財務省も、税収減は個人所得税の税務調査や租税特赦 (Tax Amnesty) によりカバーされるとの見解です。
- ・本措置は2016年1月1日に遡及して適用されますので、過去の源泉徴収額 (PPh21) を再計算する必要があります。再計算で生じた過徴収額は今後の源泉徴収額と相殺することができます。再計算をしないと、年末の確定申告で還付請求することになるのでご留意ください。
- ・本措置適用前に転職した給与所得者は、転職元の給与証明書 (Form 1721-A1) を転職先に提出することで、源泉徴収額が正しく計算されます。
- ・給与額が手取り保証されている給与所得者については、本措置による手取り額の増減はありません。



詳細は、以下にお問合せください。

KPMG Advisory Indonesia

税務サービス

33rd Floor, Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話: +62 (0) 21 570 4888
ファックス: +62 (0) 21 570 5888

[ジャパンデスク](#)

三竿 祥之

KPMG Advisory Indonesia

Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id

石渡 久剛

KPMG Advisory Indonesia

Hisatake.Ishiwatari@kpmg.co.id

西本 弘（監査）

Siddharta Widjaja & Rekan

Hiroshi.Nishimoto@kpmg.co.id

松本 太一（監査）

Siddharta Widjaja & Rekan

Taichi.Matsumoto@kpmg.co.id

ローカル責任者

Esther Kwok

Head of Global Mobility Services (GMS)

Esther.Kwok@kpmg.co.id

kpmg.com/id

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2016 KPMG Advisory Indonesia、インドネシアの有限責任会社はKPMGネットワークに属する独立したメンバーファームであり、スイスの協同組合（cooperative）であるKPMG Internationalに加盟しています。著作権は弊社に所属します。

KPMGの名称、ロゴは登録されたKPMG Internationalの商標です。